

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、税理士による赤沢りょうせい後援会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成20年鳥取県選挙管理委員会告示第62号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成21年7月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日 政治団体の名称 税理士による赤沢りょうせい後援会 報告年月日 平成20年6月16日</p> <p>1 収入総額 <u>64,095円</u> 本年收入額 <u>64,095円</u></p> <p>2 支出総額 <u>63,582円</u></p> <p>3 翌年への繰越額 <u>513円</u></p> <p>4 本年收入の内訳 <u>借入金 4,058円</u> <u>鶴田和彦 3,153円</u> <u>八幡一秀 905円</u> 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 50,000円 日本税理士政治連盟 50,000円 その他の収入 <u>10,037円</u> 一件十万円未満のもの <u>10,037円</u></p> <p>5 支出の内訳 経常経費 4,677円 事務所費 4,677円 <u>政治活動費 58,905円</u> <u>組織活動費 58,905円</u></p>	<p>期間 平成19年1月1日～平成19年12月31日 政治団体の名称 税理士による赤沢りょうせい後援会 報告年月日 平成20年6月16日</p> <p>1 収入総額 <u>60,000円</u> 本年收入額 <u>60,000円</u></p> <p>2 支出総額 <u>4,677円</u></p> <p>3 翌年への繰越額 <u>55,323円</u></p> <p>4 本年收入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 50,000円 日本税理士政治連盟 50,000円 その他の収入 <u>10,000円</u> 一件十万円未満のもの <u>10,000円</u></p> <p>5 支出の内訳 経常経費 4,677円 事務所費 4,677円</p>